

## 重要事項説明（契約締結後）

この重要事項説明は、電気事業法及び経済産業省令に基づき、電気供給契約の締結後に当社がお客さまにご提供する電気の供給契約の内容をお客さまにご確認いただくために交付するものです。

なお、当社は、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に基づく書面の交付及び同法第 2 条の 14 第 1 項に基づく書面の交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて当社のホームページに掲載しお客さまの閲覧に供する方法又は電子メールで送信する方法により、これを提供いたします

### 契約締結日

当社より送付する「電気ご使用開始のお知らせ」に記載したご契約年月日といたします。

### 使用開始日

使用開始日は、「電気ご使用開始のお知らせ」に記載した使用開始日といたします。ただし、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた使用開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに使用開始日を定めて電気を供給いたします。

### 契約電流・契約容量・電力料金（契約種別）

契約電流・契約容量・電力料金（契約種別）は、「電気ご使用開始のお知らせ」のご契約内容でご確認いただけます。

### 供給電圧および周波数

#### (1) 供給電圧

標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルト

#### (2) 周波数

50 ヘルツ又は60ヘルツ

### 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合を除き、一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される 30 分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。

### 料金の算定

料金は、契約ごとに当社の「電気供給約款」に定める当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

料金の算定期間は「1 月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

電気の供給を月の途中で開始し又は終了した場合、契約内容を変更したことにより料金に変更があった場合は日割計算を適用いたします。

#### 工事費等

計量器及び電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、特殊事情により特に多額の費用を要する場合は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

お客さまに電気を供給することに関連して、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された工事費負担金その他費用相当額について、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

#### お支払方法

クレジットカードでのお支払いとなります。(法人契約を除く)

#### お客さまのご協力

##### (1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項

電気の供給にともない、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

##### (2) 需要場所への立入りによる業務の実施

電気の供給にともない、需要場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

##### (3) 施設場所の提供

一般送配電事業者が電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を求めた場合、及び当社が電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

##### (4) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、又は、お客さまの設備の故障などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。

#### 契約の期間

契約期間は、供給開始日から 1 年間といたします。

お客さま又は当社より、契約期間満了日の 30 日前までに契約終了の意思表示がない場合は、自動的に 1 年間延長いたします。

#### お客さまからの申し出による契約の変更・解除

(1) 契約の変更の際は、末尾記載のお問合せ先までご連絡ください。

(2) 他の小売電気事業者への切り替えにともなう解約の際は、新たな小売電気事業者へお

申し込みください。

- (3) 契約の変更・解除にともない、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

#### 当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 15 日前までに通知いたします。

- (1) 一般送配電事業者により接続供給が終了された場合又は一般送配電事業者により電気の供給を停止されうる行為を行った場合
- (2) お客さまが、その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) お客さまが、支払期日を 15 日経過しても料金その他（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務を含みます）を支払われない場合
- (4) お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

#### 違約金

お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。

#### お客さまの個人情報の共同利用

当社は、電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者及び他の小売電気事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目等の詳細は、当社ホームページ上のプライバシーポリシーをご確認ください。

#### 供給地点特定番号

お客さまの供給地点特定番号については、「電気ご使用開始のお知らせ」及び毎月の料金計算書に記載いたします。供給地点特定番号は、停電時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要となる場合があります。

#### 環境価値

当社は、再生可能エネルギー電気特定卸契約を締結した自社所有のFIT太陽光発電所、及び非FIT太陽光発電所より電力の供給を受け、再生可能エネルギーの普及に貢献する契約種別をご提供いたします。

#### その他

重要事項説明に記載のない事項については、電気供給約款をご確認ください。

事業者情報

小売電気事業者 : 株式会社シーラソーラー

小売事業者登録番号 : A0236

お問合せ先 : TEL 0528-90-7004 (受付時間 : 平日 9 時~17 時)